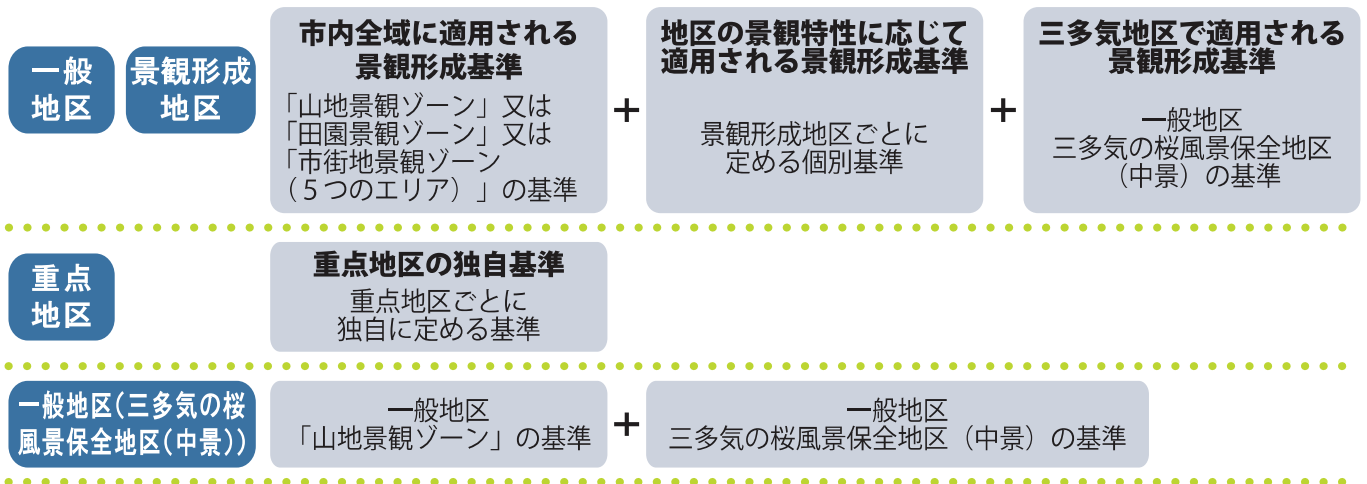


2-1. 景観形成基準

景観形成基準の考え方

景観形成基準は、景観計画区域で、重点地区以外に適用される「一般地区の基準」「一般地区（三多気の桜風景保全地区（中景））の基準」と、景観形成地区に適用される「個別基準」の組み合わせ、及び「重点地区の独自基準」により定めます。



一般地区 (p.25～)

A1 建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

※表中の「●」印が各ゾーン或いはエリアで適用する景観形成基準を示します。(表中の はゾーン、 はエリアの略称)

項目	景観形成基準	山地	田園	市街地	商業	住宅	工業	一般	海岸
① 規模・配置	ア. 周辺の景観との調和に配慮した規模や配置とすること。				●				
	イ. 壁面は、道路から後退するよう努め、歩行者等に対する圧迫感を軽減するとともにゆとりある空間を確保すること。ただし、歴史的まちなみが整っている地区や、沿道の壁面が連続するなど街路景観の整っている地区においては、周辺のまちなみとの連続性に配慮し、壁面線の統一に努めること。					●			
	ウ. 行為地がまとまりのある農地、歴史的まちなみや特徴ある集落に近接する場合は、規模や配置を工夫し、それらとの調和に配慮すること。					●			
	エ. 行為地周辺の主要な道路や公園等の公共の場所から特徴ある山並みへの良好な眺望が得られる場合は、規模や配置を工夫し、背景となる山並みへの見通しの確保に配慮すること。					●			
	オ. 公園などに隣接する場合は、一体的な空間の創出に配慮すること。					●			
	カ. 社寺林や海岸部の松並木など、地域の景観を特徴づける樹林地周辺の建築物等は、できる限りその高さ以内にとどめる規模とすること。	●	●						●
	キ. 山稜の近傍においては、規模や配置を工夫し、稜線を乱さないよう配慮すること。	●	●						
② 形態意匠	ク. 河川や海岸等水辺沿いの建築物等は、規模や配置を工夫し、水辺が与える開放感をいかすよう配慮すること。					●			
	ア. 周辺の景観と調和した形態意匠とすること。					●			
	イ. 単調さや圧迫感を与えないよう、屋根、庇、壁面、開口部などの形態意匠を工夫すること。					●			
	ウ. 河川や海岸等水辺に面する建築物は、開放感と親水性に富んだ空間を創出するよう、壁面などの形態意匠に配慮すること。					●			
	エ. 行為地がまとまりのある農地、歴史的まちなみや特徴ある集落に近接する場合は、形態意匠を工夫し、隣地や周辺との調和に配慮すること。					●			
	オ. 反射性のある素材を屋根や壁面の大部分にわたって使用しないなど、周辺の景観から突出しない形態意匠となるよう配慮すること。					●			

一般地区 (p.31~)

項目		景観形成基準	山地	田園	市街地					海岸
			商業	住宅	工業	一般				
形態意匠	② 形態意匠	カ. 勾配屋根とするなど、周辺の山並みとの調和に配慮すること（工業団地は除く）。また、日本瓦やそれに類する素材の使用に努めること。	●							
		キ. 全体的に和風の外観となるよう努めること。	●							
		ク. 勾配屋根とするなど、背景の山並みや周囲の田園との調和に努めること（工業団地は除く）。		●						
		ケ. 低層階は、歩行者がゆとりや賑わいを感じられるよう配慮すること。			●					
	③ 附属建築物等	ア. 道路や公園等の公共の場所から望見できる車庫、立体駐車場、機械室などの附属建築物及び屋外階段、塔屋などは、主体となる建築物との調和に配慮すること。				●				
		イ. 附属設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和に配慮すること。露出する場合は、ルーバー等で覆うか、できるだけ壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにすること。				●				
	④ 附属設備	ア. 外壁は、周囲の景観から突出しやすい高彩度色や、明清色（明るく色味の強い色彩）を避けるものとし、色彩基準表（別表1～4）のとおりとすること。ただし、工業団地については別表1～4の基準を推奨とする。				●				
		イ. 着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の10分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩については、色彩基準表の限りでない。	●	●						●
		ウ. 着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の5分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩については、色彩基準表の限りでない。			●	●	●	●		
		エ. 屋根は、周囲の景観から突出しやすい高彩度色や、まちなみや自然の緑と対比の強い高明度色を避けるものとし、色彩基準表（別表1～4）のとおりとすること。ただし、工業団地については別表1～4の基準を推奨とする。				●				
	⑤ 色彩	イ. 外壁は、周囲の景観から突出しやすい高彩度色や、まちなみや自然の緑と対比の強い高明度色を避けるものとし、色彩基準表（別表1～4）のとおりとすること。ただし、工業団地については別表1～4の基準を推奨とする。				●				
		イ. 着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の10分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩については、色彩基準表の限りでない。	●	●						●
	⑥ 屋根	ウ. 着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の5分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩については、色彩基準表の限りでない。			●	●	●	●		
		エ. 屋根は、周囲の景観から突出しやすい高彩度色や、まちなみや自然の緑と対比の強い高明度色を避けるものとし、色彩基準表（別表1～4）のとおりとすること。ただし、工業団地については別表1～4の基準を推奨とする。				●				
素材	⑦ 素材	ア. 使用する素材は、周囲の景観との調和に配慮すること。				●				
		イ. 地域の景観特性を特徴づける地場産材や伝統的素材或いは自然素材をできる限り使用すること。				●				
	⑧ 外構	ア. 接道部に設置する塀やさくなどは、単調さや圧迫感のないものとし、できる限り生け垣や自然素材を使用すること。				●				
		イ. 道路や公園等の公共の場所から望見できる擁壁は、単調さや圧迫感のないものとなるよう配慮すること。				●				
	⑨ 敷地の緑化	ア. 行為地内においては、できる限り多くの部分を緑化すること。				●				
		イ. 緑化に当たっては、周囲の景観と調和のとれた樹種の選定に配慮すること。				●				
		ウ. 行為地にある樹形又は樹勢の優れた樹木は、できる限り保存又は移植し、修景等にいかすよう努めること。				●				
		エ. 松など、海辺の雰囲気を出し出す樹種の植栽に努めること。								●
		オ. 広葉樹など四季を感じる樹種の植栽などにより、通りに彩りを添えるよう努めること。			●	●	●	●		
		カ. 工場が建ち並ぶ地区においては、周辺への圧迫感などを和らげるよう、樹種や樹高、配置を工夫すること。	●	●			●	●	●	
	⑩ その他	ア. 夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周囲の状況に応じて照明方法などを工夫すること。				●				
		イ. 行為地内の既存建築物等が景観を阻害している場合は、増築等にあわせてできる限り周囲の景観に調和させること。				●				
	⑪ 景観資源への配慮	ア. 行為地が文化財、特徴的な建造物や樹木等の景観資源に近接する場合は、景観資源との調和に配慮すること。				●				
		イ. 必要最低限の高さとするよう努めること。				●				
電気及び通信施設	⑫ 電気及び通信施設	イ. 上部を小さくするなど、安定感のある印象をあたえる形態となるよう努めること。				●				
		ウ. 高さが30メートル以下の鉄塔の構造は鋼管タイプとするよう努めること。				●				
		エ. 山地や樹林地が背景となる場合は、背景となる樹木等に溶け込むように、茶系で低明度のもの（マンセル値10YR2.0/1.0程度）又は灰色で低明度のもの（マンセル値N4.5程度）とすること。				●				
		オ. 山地や樹林地以外の場所においては、空に溶け込むように、灰色で中明度のもの（マンセル値N7.0程度）とすること。ただし、設置場所周辺の状況から別途配慮が必要な場合は、この限りでない。				●				
		カ. 道路や公園等の公共の場所から望見できる敷地内に設備機器類を設置し、フェンス等で囲う場合は、フェンス等は設備機器類を含めて茶系で低明度（マンセル値10YR2.0/1.0程度）のものとし、できる限り遮へい効果のある生け垣等を敷地周囲に配置するなど緑化すること。				●				

一般地区 (p.48～)

A2 開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更(土石の採取又は鉱物の掘採を除く。)

※表中の「●」印が各ゾーン或いはエリアで適用する景観形成基準を示します。(表中の はゾーン、 はエリアの略称)

項目	景観形成基準	山地	田園	市街地				
				商業	住宅	工業	一般	海岸
① 形態意匠	ア. 行為に当たっては、できる限り現況の地形をいかし、長大なのり面又は擁壁が生じないようにすること。やむを得ず生じる場合は、のり面はゆるやかな勾配とする、又は分割するなどにより圧迫感を軽減すること。				●			
② 緑化	ア. のり面や敷地の外周などは、できる限り多くの部分を緑化すること。				●			
	イ. 緑化に当たっては、周辺の植生と調和のとれた樹種の選定に配慮すること。				●			
	ウ. 行為地にある樹木は、できる限り保存又は移植し、修景等にいかすよう努めること。				●			

A3 土石の採取又は鉱物の掘採

※表中の「●」印が各ゾーン或いはエリアで適用する景観形成基準を示します。(表中の はゾーン、 はエリアの略称)

項目	景観形成基準	山地	田園	市街地				
				商業	住宅	工業	一般	海岸
① 採取の方法	ア. 土石の採取又は鉱物の掘採の場所は、できる限り道路などの公共の場所から目立ちにくいよう、採取又は掘採の位置、方法を工夫すること。				●			
② 遮へい	ア. 採取又は掘採の場所が公共の場所から望見できる場合は、背景や周辺景観との調和に配慮し、できる限り植栽又は塀などにより遮へいすること。				●			
③ 緑化	ア. 採取又は掘採後の跡地は、できる限り周辺の植生と調和した緑化を行うこと。				●			

A4 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

※表中の「●」印が各ゾーン或いはエリアで適用する景観形成基準を示します。(表中の はゾーン、 はエリアの略称)

項目	景観形成基準	山地	田園	市街地				
				商業	住宅	工業	一般	海岸
① 集積・貯蔵の方法	ア. 積み上げに際しては、道路や公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とするとともに、高さをできる限り低くし、整然とした集積又は貯蔵とすること。				●			
② 遮へい	ア. 積み上げる場所が道路や公園等の公共の場所から望見できる場合は、周辺景観との調和に配慮し、できる限り植栽又は塀などにより遮へいすること。				●			

※「工業団地」とは、本市若しくは三重県又は公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社により整備された工業用地をいう。

楠原地区 (p.43～)

景観形成地区

B 建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
田園景観ゾーンの景観形成基準に、次の個別基準が加えられます。

項目		景観形成基準
形態意匠	① 規模・配置	ア. できる限り低層とし、歴史的まちなみや集落の家並みから突出しない規模・配置とすること。 イ. 街道に面する3階以上の壁面は後退させ、周辺のまちなみから突出しないよう配慮すること。
	② 形態意匠	ア. 屋根は、勾配屋根(できる限り4/10～5/10)とするとともに、周辺の歴史的まちなみや集落の家並みと調和したものとする。 イ. 街道に面する建築物においては、適度な出を有し、隣り合う建築物と高さを揃えた軒・庇を設けるなど、歴史的まちなみや集落の家並みとの調和に配慮すること。 ウ. 建築物等の街道に面する1階及び2階の形態意匠は、隣地や周辺の歴史的建造物との連続性に配慮すること。
	③ 色彩	ア. 建築物等の外壁については、色彩基準表(別表1)のとおりとし、落ち着きのあるものとする。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩、又は見付面積の10分の1未満の範囲内で建築物等の低層部(2階又は5m以下の低い方)で用いるアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。
	④ 外構	ア. 街道に面して空地や駐車場等を設置する場合は、できる限り和風の門や塀、生け垣などで囲い、歴史的まちなみの連続性に配慮すること。 イ. 街道に面して擁壁が生じる場合は、石積みや緑化ブロック等による修景に配慮すること。
⑤ その他		ア. 街道に面する夜間の屋外照明は、歴史的まちなみの落ち着いた雰囲気演出をよう配慮すること。
⑥ 電気及び通信施設		ア. 原則として高さは15m以下とし、周辺景観からできる限り突出しないようにすること。

一身田寺内町地区 (p.59～)

景観形成地区

C 建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
市街地景観ゾーン(一般市街地エリア)の景観形成基準に、次の個別基準が加えられます。

項目		景観形成基準
形態意匠	① 規模・配置	ア. できる限り低層とし、歴史的まちなみから突出しない規模・配置とすること。 イ. 3階以上の壁面は後退させ、周辺のまちなみから突出しないよう配慮すること。ただし、伝統的工法による社寺建築はこの限りでない。
	② 形態意匠	ア. 屋根は、勾配屋根(できる限り4/10～5/10)とするとともに、周辺の歴史的まちなみと調和したものとする。ただし、伝統的工法による社寺建築はこの限りでない。 イ. 適度な出を有し、隣り合う建築物と高さを揃えた軒・庇を設けるなど、歴史的まちなみとの調和に配慮すること。ただし、伝統的工法による社寺建築はこの限りでない。 ウ. 建築物等の道路に面する1階及び2階の形態意匠は、隣地や周辺の歴史的建造物との連続性に配慮すること。ただし、伝統的工法による社寺建築はこの限りでない。
	③ 色彩	ア. 建築物等の外壁については、色彩基準表(別表1)のとおりとし、落ち着きのあるものとする。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩、又は見付面積の10分の1未満の範囲内で建築物等の低層部(2階又は5m以下の低い方)で用いるアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。
	④ 外構	ア. 通りに面して空地や駐車場等を設置する場合は、できる限り和風の門や塀などで囲い、歴史的まちなみの連続性に配慮すること。 イ. 擁壁が生じる場合は、石積み等による修景に配慮すること。
⑤ その他		ア. 夜間の屋外照明は、歴史的まちなみの落ち着いた雰囲気演出をよう配慮すること。
⑥ 電気及び通信施設		ア. 原則として高さは15m以下とし、周辺景観からできる限り突出しないようにすること。

一 身田寺内町地区 (別冊)

重点地区

建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

※表中の「●」印が「あ」、「い」の各通りで適用する景観形成基準を示します。

項目			景観形成基準	あ	い
規模・配置			・建築物の高さの最高限度は、12mとする。ただし、伝統的工法による寺社建築はこの限りでない。	●	●
			・道路に面する壁面の位置は、周辺の寺院等の伝統的建造物の壁面から突出しないよう配慮する。	●	
			・駐車場や空地確保のため建物を後退させる場合は、「外構」の景観形成基準に基づき配慮する。		
			・道路に面する壁面の位置は、周辺の伝統的な町屋の壁面の位置と揃える。やむを得ず壁面を後退させる場合は、「外構」の景観形成基準に基づき配慮する。		●
			・3階以上の壁面の位置は後退させ、周辺のまちなみから突出しないよう配慮する。ただし、伝統的工法による寺社建築はこの限りでない。		●
			・道路の形状が鍵状の箇所においては、武者隠しのまちなみをできる限り継承するよう配慮する。		●
形態意匠	構造	・構造は、木造を基本とする。ただし、法令で定めのあるもの、防災等安全上やむを得ない場合はこの限りでない。	●	●	
		・やむを得ず鉄骨造等とする場合は、外観が周辺のまちなみと調和した和風の趣のある形態・意匠となるよう配慮する。	●	●	
	屋根	・建築物の屋根勾配は、4/10～5/10とし、周辺の歴史的まちなみと調和したものとする。ただし、伝統的工法による寺社建築はこの限りでない。	●	●	
	修景基準	・建築物の屋根は周辺の伝統的建造物と揃え、切妻・平入り或いは妻入りとし、日本瓦葺きとする。	●	●	
	軒・庇	・隣り合う建築物と高さを揃えた、適度な出を有する軒・庇を設けること。これが困難な場合は、周辺の歴史的まちなみと調和した和風の趣のある形態・意匠となるよう配慮する。ただし、伝統的工法による寺社建築はこの限りでない。		●	
		修景基準	・軒・庇は適度な出（60cm以上）を有すること。また、1階に設ける軒・庇には、霧返しを設け、周辺の伝統的建造物の軒・庇の高さと揃えるなど、歴史的まちなみとの調和を図る。		●
	外壁	・外壁は、素材色或いは暖色系の低彩度の色彩とするなど、周辺の歴史的まちなみと調和した色彩及び素材とする。	●	●	
		修景基準	・道路に面する外壁は、漆喰壁、下見板張り、板張りとする。ただし、法令で定めのある場合で、これらと同等の質感のある素材及び色彩を使用した場合はこの限りでない。	●	●
	開口部・建具	・道路から容易に見ることのできる建具は原色（白色を含む）を避け、素材色或いは暖色系の低彩度の色彩とし、周辺の歴史的まちなみとの調和に配慮する。	●	●	
		修景基準	・道路に面する建具は、木製とする。ただし、木目調にするなど、歴史的まちなみと調和したものとする場合はこの限りでない。 ・道路に面する玄関や窓等の開口部には、虫籠窓や格子等の伝統的意匠を用い、歴史的まちなみとの調和を図る。	●	●
附属建築物		・道路から見える日よけテント、付属建築物は、使用する色彩相互の調和や使用する量、位置のバランスに工夫する。	●	●	
附属設備		・付属設備は、道路等の公共場所から容易に目立たない位置に設置、配管するよう配慮する。ただし、暖色系の低彩度の色彩とするなど、周辺のまちなみとの調和に配慮した場合はこの限りでない。	●	●	
	修景基準	・付属設備で、道路から見えるものについては、木製格子、犬矢来等で覆う或いは伝統的な素材とするなど、周辺の歴史的まちなみとの調和を図る。	●	●	
色彩		・色彩は、周辺のまちなみとの調和に配慮し、落ち着いた色合いの低彩度とし、マンセル表色系（別表1）において各色相に応じ明度・彩度の上限を定める。ただし、着色をしていない木材、土壁等の自然素材についてはこの限りでない。	●	●	
	修景基準	・アクセント色は、各面とも見付面積の10分の1未満の範囲内で、建築物等の低層部（2階又は5m以下の低い方）のみ使用できるものとし、使用する色彩相互の調和や使用する量、位置のバランスに工夫する。 ・「屋根」、「軒・庇」及び「外構」の修景基準における日本瓦葺きの色彩は、灰色もしくはそれに類する色(色相5YR～5Y、明度6以下、彩度1以下と同等の色)とする。	●	●	
素材		・反射性のある素材は使用を避けることとする。	●	●	
看板・案内板		・自家用以外の看板等は、設けないこととする。	●	●	
外構			・道路に面した門・塀等は、周辺の寺院等の伝統的な塀の位置と揃えた和風の趣のあるものを設け、まちなみの連続性に配慮する。	●	
			・門・塀等は、素材色或いは暖色系の低彩度の色彩とする。	●	●
			・車庫・駐車場を道路に面して設ける場合は、和風の趣のある門・塀等を設けるなど、周辺のまちなみの連続性に配慮する。	●	●
			・門・塀等道路から容易に見ることのできる工作物は、素材色或いは暖色系の低彩度の色彩とする。	●	●
			・擁壁が生じる場合は、石積み等による修景に配慮する。	●	●
			修景基準	・道路に面した門・塀等は、板塀或いは土塀等とし、頭部は日本瓦葺きとするなど、周辺の伝統的な町屋の壁面や寺院等の伝統的建造物の外構との連続性に配慮する。	●

一 身田寺内町地区（別冊）

重点地区

項目	景観形成基準	あ	い
敷地の緑化	・ 樹木は出来る限り伐採せず、植栽については、周辺のまちなみへの影響に配慮する。	●	●
その他	・ 夜間の屋外照明は、照明の方法や光源の配置など工夫し、歴史的まちなみの落ち着いた雰囲気を演出するよう配慮する。	●	●
	・ 行為地内の既存建築物等が景観を阻害している場合は、増築等にあわせてできる限り周辺の景観に調和させること。	●	●
電気及び通信施設	・ 原則として高さは15m以下とし、周辺景観からできる限り突出しないよう、必要最低限の高さとする。	●	●
	・ 上部を小さくするなど、安定感のある印象をあたえる形態とする。	●	●
	・ 鉄塔の構造は鋼管タイプとするよう努める。	●	●
	・ 色彩は、樹林地が背景となる場合は、茶系で低明度のもの（マンセル値10YR2.0/1.0程度）又は灰色で低明度のもの（マンセル値 N4.5程度）、それ以外の場合は、空に溶け込むように、灰色で 中明度のもの（マンセル値 N7.0程度）とすること。ただし、設置場所周辺の状況から別途配慮が必要な場合は、この限りでない。	●	●
	・ 道路や公園等の公共の場所から望見できる敷地内に設備機器類を設置し、フェンス等で囲う場合は、設備機器類を含めて茶系で低明度（マンセル値10YR2.0/1.0程度）のものとし、できる限り遮へい効果のある生垣や板塀等を敷地周囲に配置するなど、周辺のまちなみの連続性に配慮する。	●	●
自動販売機	・ 外装の色彩は、茶色系又はベージュ系とし、周辺のまちなみとの調和に配慮する。	●	●

開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取又は鉱物の掘採を除く。）

※表中の「●」印が「あ」、「い」の各通りで適用する景観形成基準を示します。

項目	景観形成基準	あ	い
形態意匠	・ 行為に当たっては、できる限り現況の地形をいかし、長大なり面又は擁壁が生じないようにする。やむを得ず生じる場合は、のり面は緩やかな勾配とする、又は分割するなどにより圧迫感を軽減する。	●	●
緑化	・ のり面や敷地の外周などは、できる限り多くの部分を緑化すること。	●	●
	・ 緑化に当たっては、周辺の植生と調和のとれた樹種の選定に配慮すること。	●	●
	・ 行為地にある樹木は、できる限り保存又は移植によって、修景にいかすよう配慮する。	●	●

土石の採取又は鉱物の掘採

※表中の「●」印が「あ」、「い」の各通りで適用する景観形成基準を示します。

項目	景観形成基準	あ	い
採取の方法	・ 土石の採取又は鉱物の掘採の場所は、できる限り道路などの公共の場所から目立ちにくいよう、採取又は掘採の位置、方法を工夫すること。	●	●
遮へい	・ 採取又は掘採の場所が公共の場所から望見できる場合は、背景や周辺景観との調和に配慮し、できる限り植栽又は塀などにより遮へいすること。	●	●
緑化	・ 採取又は掘採後の跡地は、できる限り周辺の植生と調和した緑化を行うこと。	●	●

屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

※表中の「●」印が「あ」、「い」の各通りで適用する景観形成基準を示します。

項目	景観形成基準	あ	い
集積・貯蔵の方法	・ 積み上げに際しては、道路や公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とするとともに、高さをできる限り低くし、整然とした集積又は貯蔵とすること。	●	●
遮へい	・ 積み上げる場所が道路や公園等の公共の場所から望見できる場合は、周辺景観との調和に配慮し、できる限り植栽又は塀などにより遮へいすること。	●	●

津駅東地区 (p.65～)

景観形成地区

D 建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更市街地景観ゾーン(商業業務地エリア)の景観形成基準に、次の個別基準が加えられます。

※【A】の基準はA地区(駅前通り+ロータリー沿道15m)のみ

項目		景観形成基準
規模・配置	① 規模・配置	ア. 周辺の建築物との相互関係の中で、連続したスカイラインの形成に配慮すること。【A】
	② 壁面	ア. 道路に面する低層部分の壁面を後退させるなどにより、ゆとりある空間を演出するよう配慮すること。【A】
形態意匠	③ 形態意匠	ア. 賑わいと品位ある空間となるよう、低層階については壁面の素材や形態意匠の工夫により、連続性に配慮すること。
	④ 色彩 外壁	ア. 建築物等の外壁については、色彩基準表(別表3)のとおりとし、落ち着きのあるものとする。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩、又は見付面積の5分の1未満の範囲内で建築物等の低層部(2階又は5m以下の低い方)で用いるアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。
⑤ 外構		ア. 敷地後退部や駐車場を設ける場合の舗装仕上げは無機質なものとせず、美装化された公共空間(歩行道等)がある場合については、素材や色彩を調整させ、一体的な空間の形成に配慮すること。
⑥ その他		ア. 夜間の屋外照明は、賑わいと品格ある夜景を演出するよう配慮すること。

津駅西地区 (p.69～)

景観形成地区

E 建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更市街地景観ゾーン(商業業務地エリア)の景観形成基準に、次の個別基準が加えられます。

※【A】の基準はA地区(駅前通り+ロータリー沿道15m)のみ

項目		景観形成基準
規模・配置	① 規模・配置	ア. 中層とするよう努め、圧迫感の低減とスカイラインの形成に配慮すること。【A】
	② 壁面	ア. 道路に面する低層部分の壁面を後退させるなどにより、ゆとりある空間を演出するよう配慮すること。【A】
形態意匠	③ 形態意匠	ア. 賑わいと品位ある空間となるよう、低層階については壁面の素材や形態意匠の工夫により、連続性に配慮すること。
	④ 色彩 外壁	ア. 建築物等の外壁については、色彩基準表(別表3)のとおりとし、落ち着きのあるものとする。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩、又は見付面積の5分の1未満の範囲内で建築物等の低層部(2階又は5m以下の低い方)で用いるアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。
⑤ 外構		ア. 敷地後退部や駐車場を設ける場合の舗装仕上げは無機質なものとせず、美装化された公共空間(歩行道等)がある場合については、素材や色彩を調整させ、一体的な空間の形成に配慮すること。
⑥ 緑化		ア. 接道部は積極的な緑化に配慮すること。
⑦ その他		ア. 夜間の屋外照明は、賑わいと品格ある夜景を演出するよう配慮すること。

津城跡周辺地区 (p.74～)

景観形成地区

F 建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
市街地景観ゾーン(商業業務地エリア)の景観形成基準に、次の個別基準が加えられます。

※【A】の基準はA地区(お城公園沿道15m)のみ

項目		景観形成基準
形態意匠	① 規模・配置	ア. お城公園沿道の建築物はできる限り低層となるよう配慮すること。中高層となる場合は、お城公園側に低層部を配置するなどの工夫により、圧迫感を軽減すること。【A】 イ. 周囲の主要な道路や公園からお城公園への眺望を大切にし、規模・配置に配慮すること。
	② 形態意匠	ア. 低層の建築物については勾配屋根(できる限り4/10～5/10)とし、中高層となる場合に配置される低層部には庇を設けるなど、和風を意識した外観となるよう配慮すること。【A】 イ. 建築物の高層部への過剰な装飾は避け、お城公園からの眺望に配慮すること。
	③ 色彩	ア. 建築物等の外壁については、色彩基準表(別表3)のとおりとし、落ち着いたものとする。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩、又は見付面積の5分の1未満の範囲内で建築物等の低層部(2階又は5m以下の低い方)で用いるアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。
	④ 外構	ア. 敷地後退部や駐車場を設ける場合の舗装仕上げは無機質なものとせず、美装化された公共空間(歩行道等)がある場合については、素材や色彩を協調させ、一体的な空間の形成に配慮すること。
	⑤ その他	ア. お城公園沿道の建築物の夜間の屋外照明は、落ち着いた夜景を演出するよう配慮すること。【A】

津なぎさまち・フェニックス通り地区 (p.78～)

景観形成地区

G 建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
第1地区及び第2地区では市街地景観ゾーン(商業業務地エリア)の景観形成基準、第3地区では市街地景観ゾーン(海岸エリア)の景観形成基準に、それぞれ次の個別基準が加えられます。

【第1地区】

項目		景観形成基準
規模・配置	① 規模・配置	ア. 周辺の建築物との相互関係の中で、連続したスカイラインの形成に配慮すること。
	② 壁面	ア. 道路に面する低層部分の壁面を後退させるなどにより、ゆとりある空間を演出するよう配慮すること。
形態意匠	③ 形態意匠	ア. 賑わいと品位ある空間となるよう、低層階については壁面の素材や形態意匠の工夫により、連続性に配慮にすること。
	④ 色彩	ア. 建築物等の外壁については、色彩基準表(別表3)のとおりとし、落ち着いたものとする。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩、又は見付面積の5分の1未満の範囲内で建築物等の低層部(2階又は5m以下の低い方)で用いるアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。
⑤ 外構		ア. 敷地後退部や駐車場を設ける場合の舗装仕上げは無機質なものとせず、美装化された公共空間(歩行道等)がある場合については、素材や色彩を協調させ、一体的な空間の形成に配慮すること。
⑥ その他		ア. 夜間の屋外照明は、暖色系の照明を用いるなど、雰囲気のある夜景の演出に配慮すること。

津なぎさまち・フェニックス通り地区 (p.75～) 景観形成地区

【第2地区】

項目			景観形成基準
形態意匠	④ 色彩	外壁	ア. 建築物等の外壁については、色彩基準表（別表3）のとおりとし、落ち着きのあるものとする。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩、又は見付面積の5分の1未満の範囲内で建築物等の低層部（2階又は5m以下の低い方）で用いるアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。
	⑤ 外構		ア. 敷地後退部や駐車場を設ける場合の舗装仕上げは無機質なものとせず、美装化された公共空間（歩行道等）がある場合については、素材や色彩を協調させ、一体的な空間の形成に配慮すること。
	⑥ その他		ア. 夜間の屋外照明は、暖色系の照明を用いるなど、雰囲気のある夜景の演出に配慮すること。

【第3地区】

項目			景観形成基準
形態意匠	④ 色彩	外壁	イ. 建築物等の外壁については、色彩基準表（別表4）のとおりとし、落ち着きのあるものとする。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩、又は見付面積の10分の1未満の範囲内で建築物等の低層部（2階又は5m以下の低い方）で用いるアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。
	⑤ 外構		ア. 敷地後退部や駐車場を設ける場合の舗装仕上げは無機質なものとせず、美装化された公共空間（歩行道等）がある場合については、素材や色彩を協調させ、一体的な空間の形成に配慮すること。
	⑥ その他		ア. 夜間の屋外照明は、暖色系の照明を用いるなど、雰囲気のある夜景の演出に配慮すること。

榊原温泉地区 (p.83～) 景観形成地区

H 建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
山地景観ゾーンの景観形成基準に、次の個別基準が加えられます。

項目			景観形成基準
形態意匠	① 形態意匠		ア. 屋根は、勾配屋根（できる限り4/10～5/10）とし、塔屋の屋根もこれと一体感のあるものとする。周辺の山並みや集落の家並みと調和したものとする。
	② 色彩	外壁	イ. 適度な出を有する軒・庇を設けるなど、和風を意識した外観となるよう配慮すること。
	③ 外構		ア. 擁壁が生じる場合は、石積みや緑化ブロック等による修景に配慮すること。
その他	④ その他		ア. 夜間の屋外照明は、温泉保養地として癒しや安らぎを感じる風情を演出するよう配慮すること。
	⑤ 電気及び通信施設		ア. 原則として高さは15m以下とし、周辺景観からできる限り突出しないようにすること。

多気地区 (p.87～)

景観形成地区

I 建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
山地景観ゾーンの景観形成基準に、次の個別基準が加えられます。

項目			景観形成基準
① 規模・配置			ア. できる限り低層とし、歴史的まちなみや集落の家並みから突出しない規模・配置とすること。 イ. 街道及び県道嬉野美杉線に面する3階以上の壁面は後退させ、周辺のまちなみから突出しないよう配慮すること。
形態意匠	② 形態意匠		ア. 屋根は、勾配屋根（できる限り4/10～5/10）とするとともに、周辺の歴史的まちなみや集落の家並みと調和したものとする。 イ. 街道及び県道嬉野美杉線に面する建築物においては、適度な出を有し、隣り合う建築物と高さを揃えた軒・庇を設けるなど、歴史的まちなみとの調和に配慮すること。 ウ. 建築物等の街道に面する1階及び2階の形態意匠は、隣地や周辺の歴史的建造物との連続性に配慮すること。
	③ 色彩	外壁	ア. 建築物等の外壁については、色彩基準表（別表1）のとおりとし、落ち着いたものとする。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩、又は見付面積の10分の1未満の範囲内で建築物等の低層部（2階又は5m以下の低い方）で用いるアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。
	④ 外構		ア. 街道及び県道嬉野美杉線に面して空地や駐車場等を設置する場合は、できる限り和風の門や塀、生け垣などで囲い、周辺のまちなみとの連続性に配慮すること。 イ. 擁壁が生じる場合は、石積みや緑化ブロック等による修景に配慮すること。
	⑤ その他		ア. 街道及び県道嬉野美杉線に面する夜間の屋外照明は、歴史的まちなみの落ち着いた雰囲気演出するよう配慮すること。
⑥ 電気及び通信施設			ア. 原則として高さは15m以下とし、周辺景観からできる限り突出しないようにすること。

奥津地区 (p.93～)

景観形成地区

J 建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
山地景観ゾーンの景観形成基準に、次の個別基準が加えられます。

項目			景観形成基準
形態意匠	① 規模・配置		ア. できる限り低層とし、歴史的まちなみや集落の家並みから突出しない規模・配置とすること。 イ. 街道に面する3階以上の壁面は後退させ、周辺のまちなみから突出しないよう配慮すること。
	② 形態意匠		ア. 屋根は、勾配屋根（できる限り4/10～5/10）とするとともに、周辺の歴史的まちなみや集落の家並みと調和したものとする。
			イ. 街道に面する建築物においては、適度な出を有し、隣り合う建築物と高さを揃えた軒・庇を設けるなど、歴史的まちなみとの調和に配慮すること。
			ウ. 建築物等の街道に面する1階及び2階の形態意匠は、隣地や周辺の歴史的建造物との連続性に配慮すること。
	③ 色彩	外壁	ア. 建築物等の外壁については、色彩基準表（別表1）のとおりとし、落ち着いたものとする。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩、又は見付面積の10分の1未満の範囲内で建築物等の低層部（2階又は5m以下の低い方）で用いるアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。
	④ 外構		ア. 街道に面して空地や駐車場等を設置する場合は、できる限り和風の門や塀、生け垣などで囲い、歴史的まちなみの連続性に配慮すること。 イ. 擁壁が生じる場合は、石積みや緑化ブロック等による修景に配慮すること。
⑤ その他		ア. 街道に面する夜間の屋外照明は、歴史的まちなみの落ち着いた雰囲気演出するよう配慮すること。	
⑥ 電気及び通信施設		ア. 原則として高さは15m以下とし、周辺景観からできる限り突出しないようにすること。	

須郷の里景観保全地区 (別冊)

重点地区

建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

※「A」:農家・町屋中間型建築物に関する基準(現代的建物もこれに準じる)、「B」:屋敷型建築物に関する基準(現代的建物もこれに準じる)
表中の「●」印が「A」、「B」で適用する景観形成基準を示します。

項目			景観形成基準	A	B
規模・配置			・建築物の高さの最高限度は、2階建てかつ10m以下とし、周辺のまちなみから突出しないよう配慮すること。ただし、伝統的工法による建築は、この限りでない。	●	●
			・道路に面する建築物は、周辺の歴史的建造物の壁面の位置と揃えること。やむを得ず壁面を後退させる場合は、「外構」の景観形成基準に基づき配慮すること。	●	
			・道路に面する壁面の位置は、周辺の建造物の壁面から突出しないよう配慮すること。		●
			・駐車場や空地確保のため建物を後退させる場合は、「外構」の景観形成基準に基づき配慮すること。		●
			・土蔵をできる限り継承するよう努めること。	●	●
形態意匠	構造	・構造は、木造の和風を基本とすること。	●	●	
		・やむを得ず鉄骨造等とする場合は、外観が歴史的まちなみと調和した和風の趣のある形態・意匠となるよう配慮すること。	●	●	
	屋根	・建築物の屋根勾配は、4/10～6/10とし、周辺のまちなみと調和したものとする。ただし、伝統的工法による建物は、この限りでない。	●	●	
		・土蔵の屋根勾配は、現状の勾配を維持すること。	●	●	
	修景基準	・建築物の屋根は周辺の歴史的建造物と揃え、切妻平入りや入母屋平入とし、日本瓦葺きとすること。	●	●	
		・土蔵の屋根は、切妻とし、日本瓦葺きとすること。	●	●	
	軒・庇	・隣り合う建築物と高さを揃えた適度な出を有する軒・庇を設けること。これが困難な場合は、周辺のまちなみと調和した和風の趣のある形態・意匠となるよう配慮すること。ただし、伝統的工法による建物は、この限りでない。	●		
		・軒・庇は、適度な軒の出(60cm以上)を有すること。	●	●	
	外壁	・外壁は、素材色或いは暖色系の低彩度の色彩とするなど、周辺の歴史的建造物と調和した色彩及び素材とすること。	●	●	
		・土蔵の外壁は、木材の素材色、漆喰の白色、黒色など、周辺の土蔵と連続感のある色彩及び素材とすること。	●	●	
	修景基準	・道路に面する外壁は、漆喰壁、下見板張り、板張りとすること。	●	●	
		・土蔵の外壁は、板張りとし、その上部は、漆喰壁とすること。ただし、伝統的意匠による外壁は、この限りでない。	●	●	
	開口部・建具	・道路等から容易に見ることのできる建具は、原色（白色を含む。）を避け、素材色或いは暖色系の低彩度の色彩とし、周辺の歴史的まちなみとの調和に配慮すること。	●	●	
		・土蔵の道路から容易に見ることのできる建具は、現状の色彩を維持すること。ただし、やむを得ない場合は、周辺の歴史的まちなみとの調和に配慮すること。	●	●	
	修景基準	・道路に面する建具は、木製とすること。ただし、木目調にするなど、歴史的まちなみと調和したものとする場合は、この限りでない。	●	●	
		・道路に面する玄関や窓等の開口部には、格子等の伝統的意匠を用い、周辺の歴史的建造物との調和を図ること。	●		
	・土蔵の道路に面する建具は、現状を維持すること。	●	●		
附属建築物等		・道路から見える日よけテント、附属建築物は、使用する色彩相互の調和や使用する量、位置のバランスに工夫すること。	●	●	
附属設備		・道路等の公共場所から容易に目立たない位置に設置、配管するよう配慮すること。ただし、暖色系の低彩度の色彩とした場合は、この限りでない。	●	●	
		・道路から見えるものについては、木製格子等で覆う或いは伝統的な素材とするなど、周辺の歴史的まちなみとの調和を図ること。	●	●	
色彩		・周辺のまちなみとの調和に配慮し、落ち着いた色合いの低彩度とし、マンセル表色系（色彩基準表参照）において各色相に応じ明度・彩度の上限を定める。ただし、着色をしていない木材、土壁等の自然素材については、この限りでない。	●	●	
		・「屋根」、「軒・庇」及び「外構」の修景基準における日本瓦葺きの色彩は、灰色若しくはそれに類する色(色相5YR～5Y、明度6以下、彩度1以下と同等の色)とする。	●	●	
		・土蔵の屋根及び軒・庇は、灰色若しくはそれに類する色(色相5YR～5Y、明度6以下、彩度1以下と同等の色)の日本瓦葺きとすること。ただし庇を銅板葺きとした場合は、この限りでない。	●	●	
素材		・反射性のある素材は、使用を避けること。	●	●	
		・できる限り自然素材を使用すること。	●	●	
看板・案内板		・自家用以外の看板等は、設けないこととする。	●	●	
		・自家用の看板等を設ける場合、形態意匠、色彩は、周辺の歴史的建造物との調和に配慮すること。	●	●	

須郷の里景観保全地区 (別冊)

重点地区

項目		景観形成基準	A	B
外構		・道路に面した門・塀等は、周辺の歴史的な塀の位置と揃えた和風の趣のあるものを設け、まちなみの連続性に配慮する。		●
		・門・塀等は、素材色或いは暖色系の低彩度の色彩とする。	●	●
		・車庫・駐車場・空地を道路に面して設ける場合は、和風の趣のある門・塀等を設けるなど周辺の歴史的まちなみの連続性に配慮すること。	●	●
		・道路から容易に見ることのできる工作物は、素材色或いは暖色系の低彩度の色彩とすること。	●	●
		・擁壁が生じる場合は、石積み等による修景に配慮すること。	●	●
	修景基準	・道路に面した塀等は、板塀とし、頭部は、日本瓦葺きとするなど、周辺の歴史的建造物の外構との連続性に配慮すること。 ・土蔵の野面積みの石垣が残る箇所は、維持すること。	●	●
敷地の緑化		・樹木は、できる限り伐採せず、植栽については、季節の彩りを感じる樹種の植栽に配慮すること。	●	●
その他	夜間照明	・夜間の屋外照明は、照明の方法や光源の配置など工夫し、周辺のまちなみの落ち着いた雰囲気演出するよう配慮すること。	●	●
	その他	・行為地内の既存建築物等が景観を阻害している場合は、増築等にあわせてできる限り周辺の景観に調和させること。	●	●

※以下の基準以降は、「A」「B」の使いわけなく全ての行為に該当します。

項目	景観形成基準
電気及び電気施設	・ 設置は、できる限り避けること。
	・ 原則として高さは、15m 以下とし、周辺景観からできる限り突出しないよう、必要最低限の高さとする
	・ 上部を小さくするなど、安定感のある印象を与える形態とすること。
	・ 鉄塔の構造は、鋼管タイプとするよう努めること。
	・ 色彩は、樹林地が背景となる場合は、茶系で低明度のもの（マンセル値 10YR2.0/1.0 程度）又は灰色で低明度のもの（マンセル値 N4.5 程度）、それ以外の場合は、空に溶け込むように、灰色で中明度のもの（マンセル値 N7.0 程度）とすること。ただし、設置場所周辺の状況から別途配慮が必要な場合は、この限りでない。
	・ 敷地をフェンス等で囲う場合は、設備機器類を含めて茶系で低明度（マンセル値 10YR2.0/1.0 程度）のものとし、できる限り遮へい効果のある生け垣や板塀等を敷地周囲に配置するよう配慮すること。
自動販売機	・ 外装の色彩は、茶色系又はベージュ系とし、周辺のまちなみとの調和に配慮する。
太陽光発電施設	・ 重点地区内への設置は、できる限り避け、やむを得ず設置する場合は、周辺景観との調和に配慮する。
	・ 太陽光発電施設の最上部は、周囲の景観から突出しないよう配慮すること。
	・ 太陽光発電施設（フレームや架台、脚部、附属設備やフェンス等含む。）は、敷地境界からできる限り後退し、植栽などの緩衝帯を設け、道路等の公共の場所から見えないよう配慮すること。
	・ 太陽光パネルの色彩は、黒又は濃紺系若しくは低明度・低彩度の目立たない色彩とすること。

開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取又は鉱物の掘採を除く。）

項目		景観形成基準
形態意匠		・行為に当たっては、できる限り現況の地形をいかし、長大なり面又は擁壁が生じないようにする。やむを得ず生じる場合は、のり面は緩やかな勾配とする。又は分割するなどにより圧迫感を軽減する。
緑化		・のり面や敷地の外周などは、できる限り多くの部分を緑化すること。
		・緑化に当たっては、周辺の植生と調和のとれた樹種の選定に配慮すること。
		・行為地にある樹木は、できる限り保存又は移植によって、修景にいかすよう配慮する。

※伊勢本街道や市道須郷山の手線に面しない道路沿いにおける「建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築等」に際しては、須郷の里の風情ある里山の景観を保全するため、まちなみの連続性に配慮する次の基準以外の景観形成基準に適合させてください。

「まちなみの連続性に配慮する基準」＝「配置」「軒・庇」「付属設備」「外構」

須郷の里景観保全地区 (別冊)

重点地区

土石の採取又は鉱物の掘採

項目	景観形成基準
採取の方法	・土石の採取又は鉱物の掘採の場所は、できる限り道路などの公共の場所から目立ちにくいよう、採取又は掘採の位置、方法を工夫すること。
遮へい	・採取又は掘採の場所が公共の場所から望見できる場合は、背景や周辺景観との調和に配慮し、できる限り植栽又は塀などにより遮へいすること。
緑化	・採取又は掘採後の跡地は、できる限り周辺の植生と調和した緑化を行うこと。

屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

項目	景観形成基準
集積・貯蔵の方法	・積み上げに際しては、道路や公園等の公共の場所から目立ちにくい位置及び規模とするとともに、高さをできる限り低くし、整然とした集積又は貯蔵とすること。
遮へい	・積み上げる場所が道路や公園等の公共の場所から望見できる場合は、周辺景観との調和に配慮し、できる限り植栽又は塀などにより遮へいすること。

三多気地区 (p.99～)

景観形成地区

K 建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
山地景観ゾーンの景観形成基準に、次の個別基準が加えられます。

項目	景観形成基準
① 規模・配置	ア. できる限り低層とし、集落の家並みから突出しない規模・配置とすること。 イ. 城山及び真福院周辺からの眺望を阻害しない規模、配置となるよう配慮すること。
② 形態意匠	ア. 屋根は、勾配屋根(できる限り4/10～5/10)とするとともに、周辺の集落の家並みと調和したものとする。こと。 イ. 適度な出を有する軒・庇を設けるなど、集落の家並みとの調和に配慮すること。
③ 色彩 外壁	ア. 建築物等の外壁については、色彩基準表(別表1)のとおりとし、落ち着きのあるものとする。ただし、着色していない木材、土壁、無彩色のガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩、又は見付面積の10分の1未満の範囲内で建築物等の低層部(2階又は5m以下の低い方)で用いるアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。
④ 外構	ア. できる限り既存の石積みをいかすなど、現況の集落景観を継承できるよう配慮すること。 イ. 擁壁が生じる場合は、石積みや緑化ブロック等による修景に配慮すること。
⑤ 電気及び通信施設	ア. 原則として高さは15m以下とし、周辺景観からできる限り突出しないようにすること。

三多気の桜風景保全地区(中景) (p.104～)

一般地区

L 建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
山地景観ゾーンの景観形成基準に、次の景観形成基準が加えられます。

また、景観形成地区(三多気地区)に含まれる区域では、同地区の個別基準も適用されます。

項目	景観形成基準
① 規模・配置	ア. 建築物等の高さをできる限り抑え、視点場からの眺望を阻害しないよう配慮すること。
② 形態意匠	ア. 建築物等の高層部や塔屋への過剰な装飾は避け、視点場からの眺望を阻害しないよう配慮すること。
③ 屋根	ア. 主体となる建築物等及び塔屋の屋根は、4/10～6/10勾配のある勾配屋根とするよう配慮すること。
④ 色彩	ア. アクセント色の使用は、視点場から望見できない部分に限るものとし、良好な眺望景観を阻害しないよう配慮すること。
⑤ 素材	ア. 視点場から視認できる部分への反射性素材の使用を避けること。
⑥ 電気及び通信施設 太陽光発電施設	ア. 視点場からの眺望を阻害しないよう配慮し設置すること。

三多気の桜風景保全地区 (別冊)

重点地区

建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

項目			景観形成基準
規模・配置			・建築物の高さの最高限度は、2階建てかつ10m以下とし、集落の家並みから突出しないよう配慮すること。ただし、伝統的工法による寺社建築は、この限りでない。
			・道路に面する壁面の位置は、周辺の家並みから突出しないよう配慮すること。
			・駐車場や空地を確保する場合は、「外構」の景観形成基準に基づき配慮すること。
形態意匠	形態意匠	構造	・構造は、木造を基本とすること。 ・やむを得ず鉄骨造等とする場合は、外観が集落の家並みと調和した和風の趣のある形態・意匠となるよう配慮すること。
		屋根	・建築物の屋根勾配は、4/10～6/10とし、集落の家並みと調和したものとする。ただし、伝統的工法による建物は、この限りでない。
		修景基準	・建築物の屋根は、周辺の伝統的建造物と揃え、切妻或いは入母屋とし、日本瓦葺き又は茅葺きとすること。
		軒・庇	・適度な出を有する軒・庇を設けること。これが困難な場合は、集落の家並みと調和した和風の趣のある形態・意匠となるよう配慮すること。ただし、伝統的工法による建物は、この限りでない。
		修景基準	・軒・庇は、適度な軒の出(60cm以上)を有すること。
		外壁	・外壁は、素材色或いは暖色系の低彩度の色彩とするなど、周辺の歴史的建造物と調和した色彩及び素材とすること。
		修景基準	・視点場或いは道路等の公共の場所から容易に見ることのできる外壁は、漆喰壁、下見板張り、板張りとする。
		開口部・建具	・視点場或いは道路等の公共の場所から容易に見ることのできる建具は、原色（白色を含む。）を避け、素材色或いは暖色系の低彩度の色彩とし、周辺の歴史的建造物との調和に配慮すること。
		修景基準	・視点場或いは道路等の公共の場所から容易に見ることのできる建具は、木製とすること。ただし、木目調にするなど、周辺の歴史的建造物と調和したものとする場合は、この限りでない。 ・視点場或いは道路等の公共の場所から容易に見ることのできる玄関や窓等の開口部には、格子等の伝統的意匠を用い、周辺の歴史的建造物との調和を図ること。
	附属建築物等		・視点場或いは道路等の公共の場所から見える附属建築物は、使用する色彩相互の調和や使用する量、位置のバランスに工夫すること。
	附属設備	・附属設備は、視点場或いは道路等の公共の場所から容易に目立たない位置に設置、配管するよう配慮すること。ただし、暖色系の低彩度の色彩とした場合は、この限りでない。	
		修景基準	・附属設備で、視点場や道路から見えるものについては、木製格子等で覆う或いは伝統的な素材とするなど、周辺の歴史的建造物との調和を図ること。
	色彩	・色彩は、集落の家並みとの調和に配慮し、落ち着いた色合いの低彩度とし、マンセル表色系（色彩基準表参照）において各色相に応じ明度・彩度の上限を定める。ただし、着色をしていない木材、土壁等の自然素材については、この限りでない。	
		修景基準	・「屋根」、「軒・庇」及び「外構」の修景基準における日本瓦葺きの色彩は、灰色若しくはそれに類する色(色相5YR～5Y、明度6以下、彩度1以下と同等の色)とする。
素材		・反射性のある素材は、使用を避けることとする。 ・できる限り自然素材を使用すること。	
看板・案内板			・自家用以外の看板等は、設けないこととする。
			・自家用の看板等を設ける場合、形態意匠、色彩は、周辺の歴史的建造物との調和に配慮すること。
外構			・できる限り既存の石積みをいかすなど、現況の集落景観を継承できるよう配慮すること。
			・駐車場や空地を道路に面して設ける場合は、和風の趣のある塀や生け垣等を設け、集落の家並みとの調和に配慮すること。
			・視点場或いは道路から容易に見ることのできる工作物は、素材色或いは暖色系の低彩度の色彩とすること。
			・擁壁が生じる場合は、石積み等による修景に配慮すること。
	修景基準		・視点場或いは道路等の公共の場所から容易に見ることのできる塀等は、板塀とし、頭部は、日本瓦葺きとするなど、周辺の伝統的建造物の外構との連続性に配慮すること。
	敷地の緑化		
			・樹木は、できる限り伐採せず、植栽については、季節の彩りを感じる樹種の植栽に配慮すること。
			・敷地内の雑草等は、視点場或いは道路等の公共の場所から容易に目立たないように、繁茂を避け維持管理に努めること。
その他	夜間照明		・夜間の屋外照明は、照明の方法や光源の配置など工夫し、集落の家並みの落ち着いた雰囲気を演出するよう配慮すること。
	その他		・行為地内の既存建築物等が景観を阻害している場合は、増築等にあわせてできる限り周辺の景観に調和させること。
			・現状の土地利用を出来る限り維持し、風情ある眺望景観を保全するよう努めること。

三多気の桜風景保全地区（別冊）

重点地区

項目	景観形成基準
電気及び電気施設	・設置は、できる限り避けること。 ・原則として高さは、15m以下とし、周辺景観からできる限り突出しないよう、必要最低限の高さとする
自動販売機	・上部を小さくするなど、安定感のある印象を与える形態とすること。 ・鉄塔の構造は鋼管タイプとするよう努めること。 ・色彩は、樹林地が背景となる場合は、茶系で低明度のもの（マンセル値10YR2.0/1.0程度）又は灰色で低明度のもの（マンセル値N4.5 程度）、それ以外の場合は、空に溶け込むように、灰色で中明度のもの（マンセル値N7.0 程度）とすること。ただし、設置場所周辺の状況から別途配慮が必要な場合は、この限りでない。 ・敷地をフェンス等で囲う場合は、設備機器類を含めて茶系で低明度（マンセル値10YR2.0/1.0程度）のものとし、できる限り遮へい効果のある生け垣や板塀等を敷地周囲に配置するよう配慮すること。
太陽光発電施設	・設置は、できる限り避け、やむを得ず設置する場合は、周辺景観との調和に配慮すること。 ・太陽光発電施設は、視点場から見えないよう、できる限り低くし、周囲の景観から突出しないよう配慮すること。 ・太陽光発電施設（フレームや架台、脚部、附属設備やフェンス等含む。）は、敷地境界からできる限り後退し、植栽などの緩衝帯を設け、視点場或いは道路等の公共の場所から見えないよう配慮すること。 ・太陽光パネルの色彩は、黒又は濃紺系若しくは低明度・低彩度の目立たない色彩とすること。

開発行為又は土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取又は鉱物の掘採を除く。）

項目	景観形成基準
形態意匠	・行為に当たっては、できる限り現況の地形をいかし、長大なり面又は擁壁が生じないようにする。やむを得ず生じる場合は、のり面は、緩やかな勾配とする、又は分割するなどにより圧迫感を軽減する。
緑化	・のり面や敷地は、視点場或いは道路等の公共の場所から見えないよう、できる限り多くの部分を緑化すること。 ・緑化に当たっては、周辺の植生と調和のとれた樹種の選定に配慮すること。 ・行為地にある樹木は、できる限り保存又は移植によって、修景にいかすよう配慮する。

土石の採取又は鉱物の掘採

項目	景観形成基準
採取の方法	・土石の採取又は鉱物の掘採の場所は、視点場或いは道路等の公共の場所から見えないよう、採取又は掘採の位置、方法を工夫すること。
遮へい	・採取又は掘採の場所が、視点場或いは道路等の公共の場所から望見できる場合は、背景や周辺景観との調和に配慮し、植栽又は塀などにより遮へいすること。
緑化	・採取又は掘採後の跡地は、できる限り周辺の植生と調和した緑化を行うこと。

屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

項目	景観形成基準
集積・貯蔵の方法	・積み上げに際しては、視点場或いは道路等の公共の場所から見えないよう位置及び規模に配慮するとともに、高さをできる限り低くし、整然とした集積又は貯蔵とすること。
遮へい	・積み上げする場所が、視点場或いは道路等の公共の場所から望見できる場合は、周辺景観との調和に配慮し、植栽又は塀などにより遮へいすること。

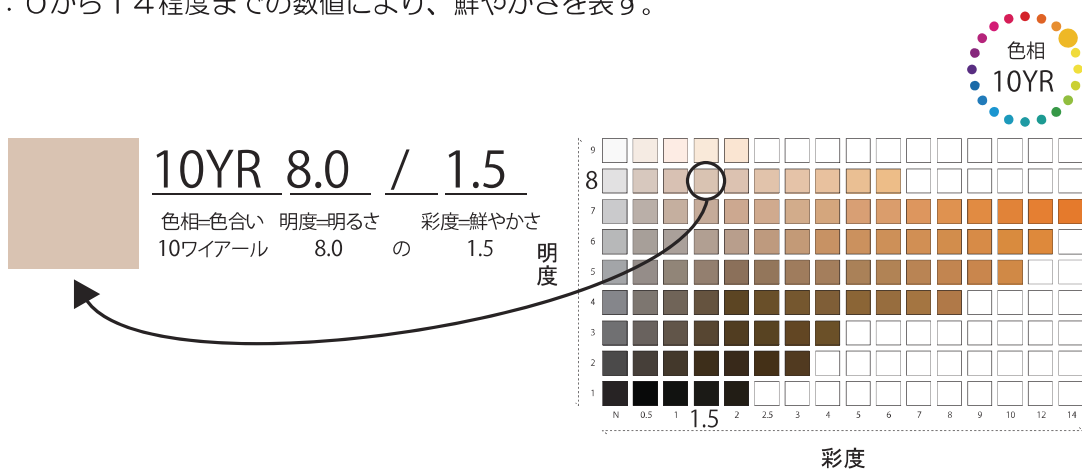
(参考)マンセル値とは

マンセル値とは、色を表すための表現方法の一種で、色相、明度、彩度の3つの要素を組み合わせて表現する。色彩を客観的かつ正確に判断するための記号。

「色相」：R、Y、G、B、Pの5つの基本色相と、YR、GY、BG、PB、PRの中間色相で構成され、色合いを表す。

「明度」：0から10までの数値により、明るさを表す。

「彩度」：0から14程度までの数値により、鮮やかさを表す。



色彩基準表（別表1）

〔外壁基調色〕

色相	明度	彩度
YR、0Y～5Y	8の場合	2以下
	8未満の場合	4以下
その他	8以下	1以下

〔屋根色〕

色相	明度	彩度
YR、0Y～5Y	7以下	4以下
その他		2以下

【一般地区】

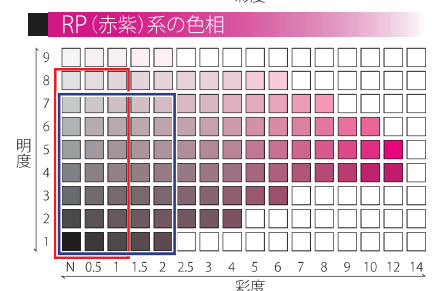
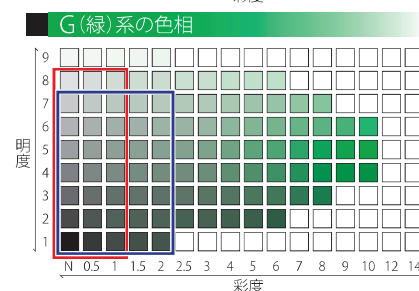
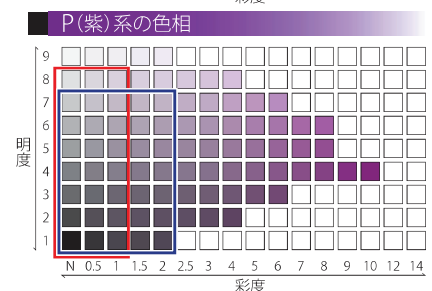
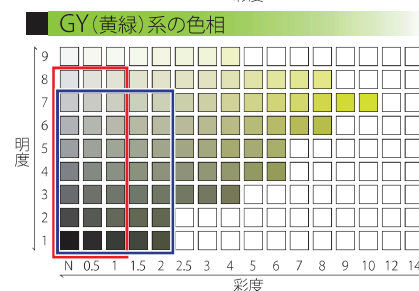
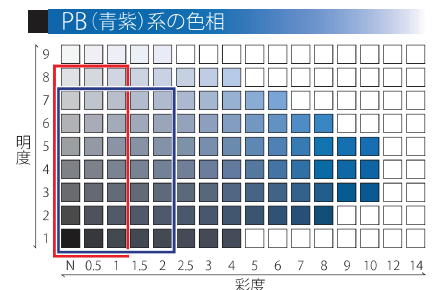
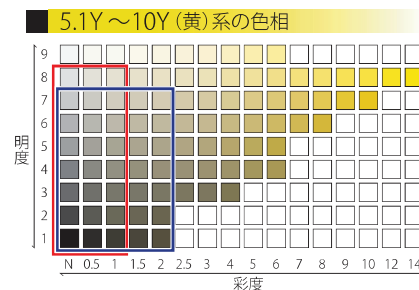
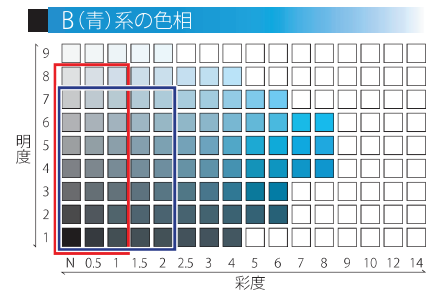
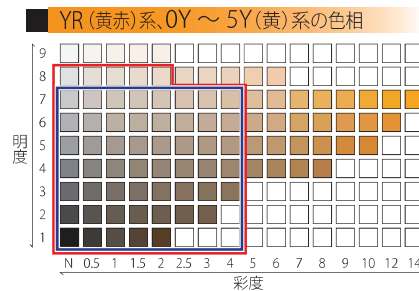
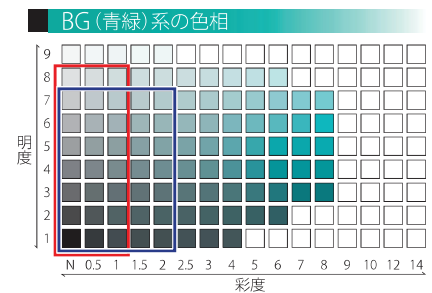
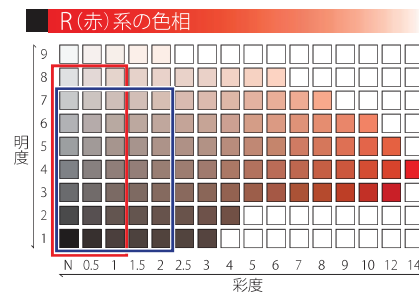
○山地景観ゾーン

【景観形成地区】

- 楠原地区
- 一身田寺内町地区
- 榊原温泉地区
- 多気地区
- 奥津地区
- 三多気地区

【重点地区】

- 一身田寺内町地区
- 須郷の里景観保全地区
- 三多気の桜風景保全地区



凡例

- 建築物等外壁基調色として使用可能な色彩の範囲
- 建築物等屋根色として使用可能な色彩の範囲

色彩基準表（別表2）

〔外壁基調色〕

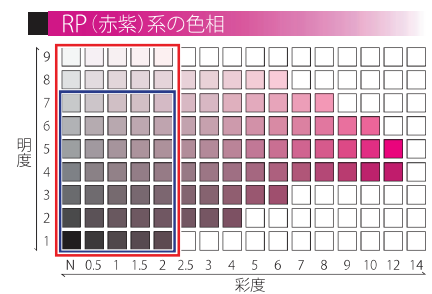
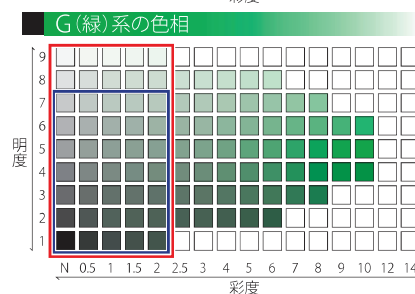
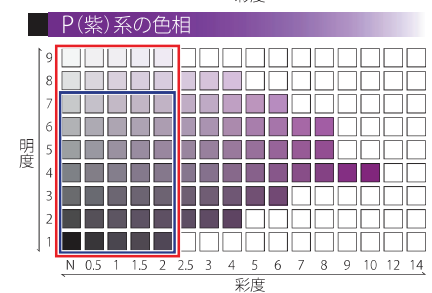
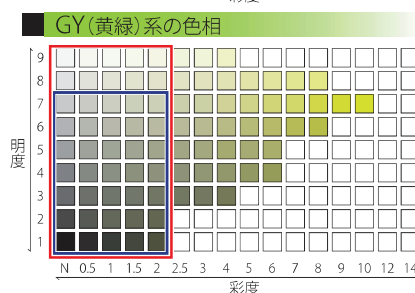
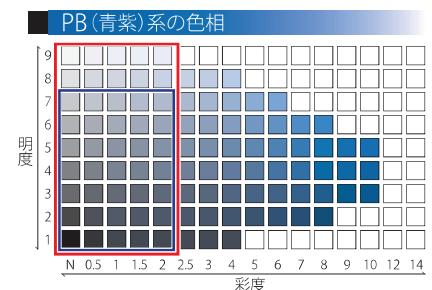
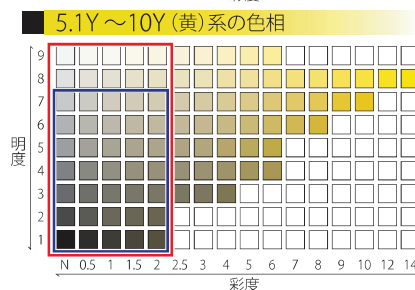
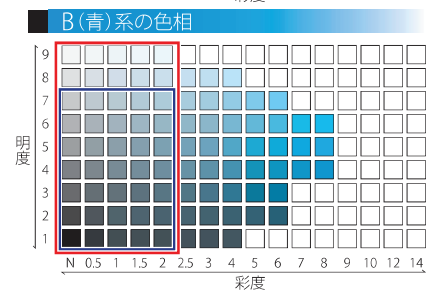
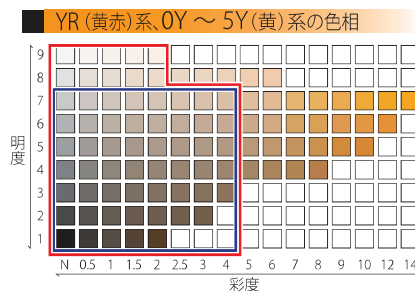
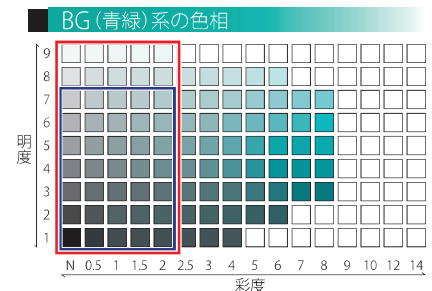
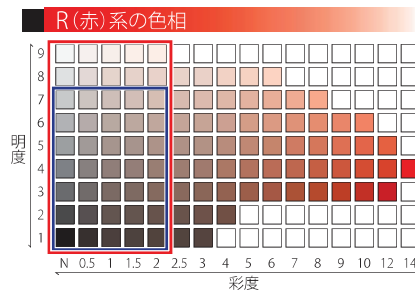
色相	明度	彩度
YR、0Y～5Y	8以上の場合	2以下
	8未満の場合	4以下
その他	—	2以下

〔屋根色〕

色相	明度	彩度
YR、0Y～5Y	7以下	4以下
その他		2以下

【一般地区】

○田園景観ゾーン



凡例

- 建築物等外壁基調色として使用可能な色彩の範囲
- 建築物等屋根色として使用可能な色彩の範囲

色彩基準表（別表3）

〔外壁基調色〕

色相	明度	彩度
YR、0Y～5Y	8以上の場合	4以下
	8未満の場合	6以下
R、5.1Y～10Y	—	4以下
その他	—	2以下

〔屋根色〕

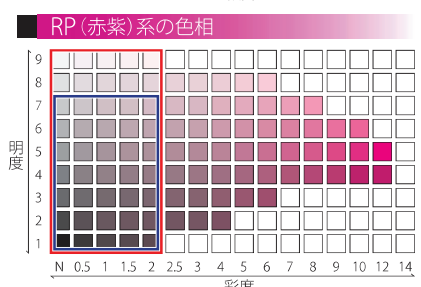
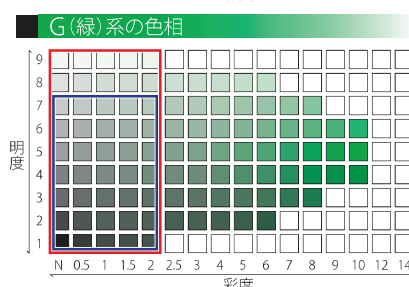
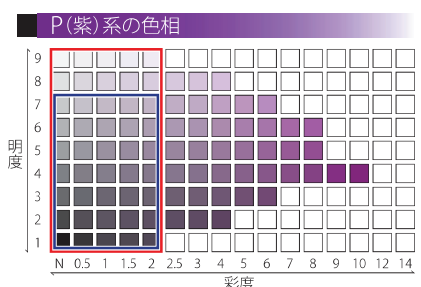
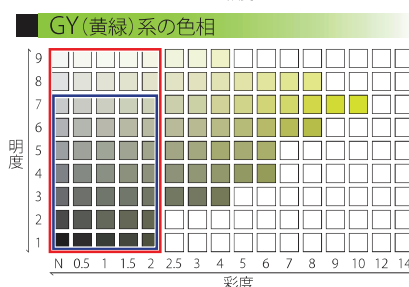
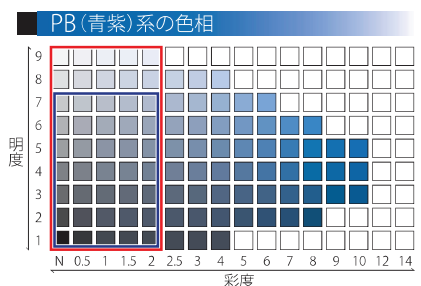
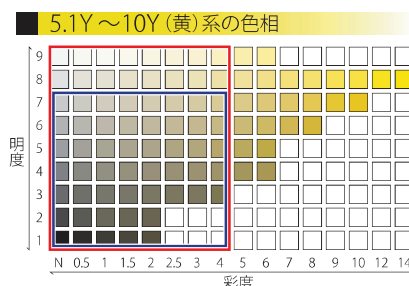
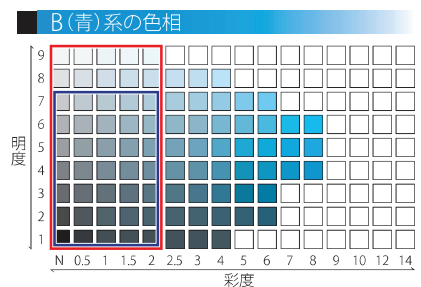
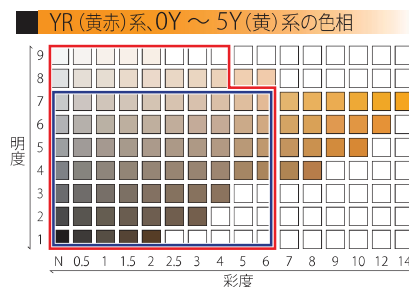
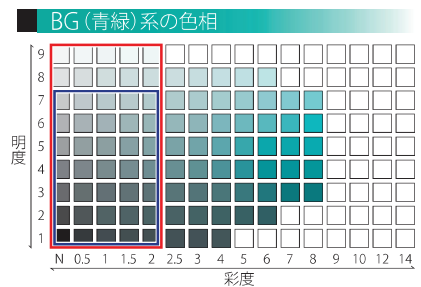
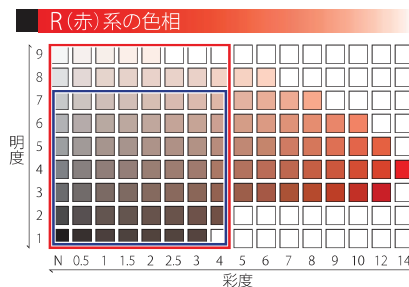
色相	明度	彩度
YR、0Y～5Y	7以下	6以下
R、5.1Y～10Y		4以下
その他		2以下

【一般地区】

- 市街地景観ゾーン
- 商業業務地エリア
- 住宅地エリア
- 工業地エリア
- 一般市街地エリア

【景観形成地区】

- 津駅東地区
- 津駅西地区
- 津城跡周辺地区
- 津なぎさまち
 - ・フェニックス通り地区（第1地区、第2地区）



凡例

- 建築物等外壁基調色として使用可能な色彩の範囲
- 建築物等屋根色として使用可能な色彩の範囲

色彩基準表（別表4）

〔外壁基調色〕

色相	明度	彩度
YR、0Y～5Y	8以上の場合	2以下
	4以上8未満の場合	4以下
その他	4以上	2以下

〔屋根色〕

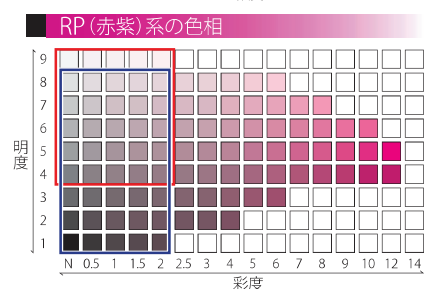
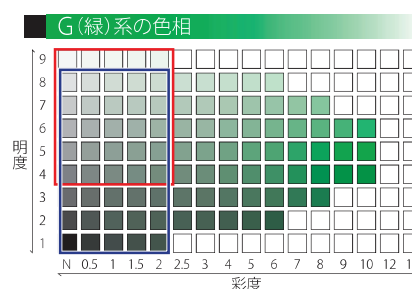
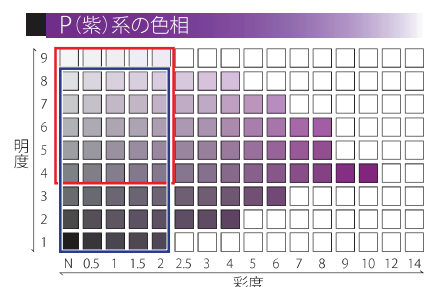
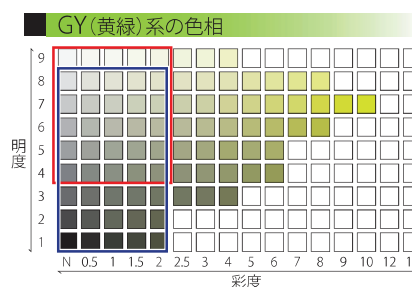
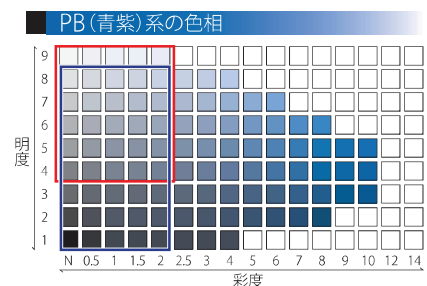
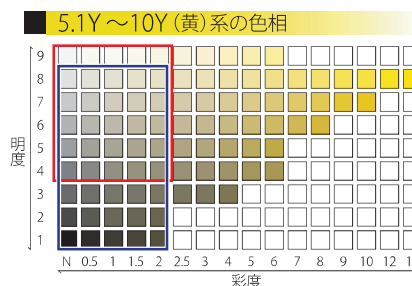
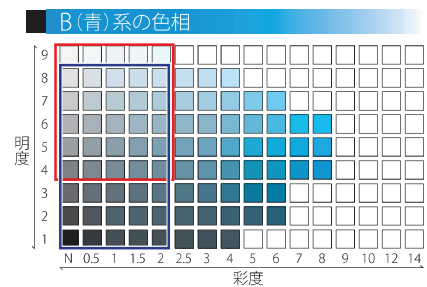
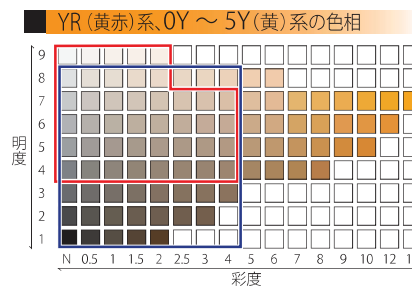
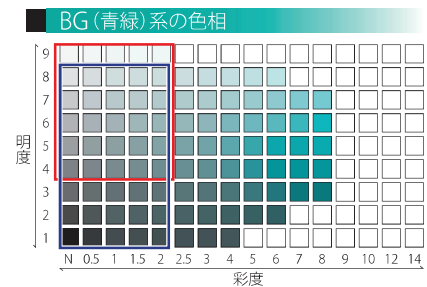
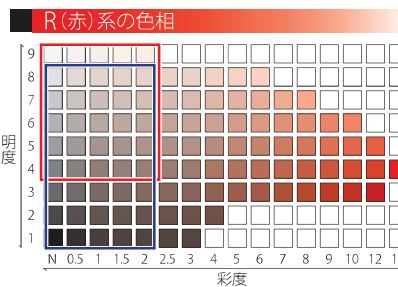
色相	明度	彩度
YR、0Y～5Y	8以下	4以下
その他		2以下

【一般地区】

- 市街地景観ゾーン
- 海岸エリア

【景観形成地区】

- 津なぎさまち
- ・フェニックス通り地区（第3地区）



凡例

- 建築物等外壁基調色として使用可能な色彩の範囲
- 建築物等屋根色として使用可能な色彩の範囲